# 飯山市内における水道給水装置工事の申請手続きフロー

平成28年 4月 運用

#### 指定工事事業者代行による届出等

## 工事事業者の選定

依頼

現地調查·見積作成他



工事契約



申請書類の作成・提出



工事申込書に基づく 設計審査



工事施工許可書の発行



許可書に基づき施工



給水開始 (再開)

工事完成届の提出



工事完成届に基づく 竣工 検査



完成検査通知書の発行

## 窓口:業務係

事前に届け出が必要なもの

A:代理人選定(変更)届(様式第5号) B:管理人選定(変更)届(様式第6号) C:使用者氏名等変更届(様式第9号)

D:給水装置所有権取得届(様式第12号)

□「個人情報の取り扱いに関する同意書」を提出し、 現況の把握に努めてください。

## 窓口:水道係

①給水装置 新設•改造•撤去申込書(様式第1号)

②給水装置工事申込書

## 〇「申込書確認・指示書」控の受領と指示事項の確認

- I) 国県道占用申請書手数料
- Ⅱ) 設計審査・検査手数料 の納付書発行
- Ⅲ) 水道加入金(新設時)
- IV) 開栓手数料 (新設時) の納付書発行

#### 窓口:業務係

③水道給水申込書(様式第4号):新設時

※ I ~IVの納入を確認後(期限概ね1ヶ月)

A) 新設量水器の引渡し

#### 窓口:水道係

④給水装置工事完成届

〇「申込書確認・指示書」控の添付(2部)

飯山市水道条例に基づき、次の該当者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第4条(給水装置の新設等の申込)の承認を受けないで、給水装置の新設等をした者
- (2) 正当な理由がなくて、第14条の給水装置の変更の工事施工、第20条の量水器の設置、 第28条の使用水量の計量、第38条の検査並びに第39条及び第40条の給水の停止を 拒み、又は妨げた者
- (3) 第24条の給水装置の管理義務を著しく怠った者